

定 款

第1章 総 則

第1条（名 称）

本会は、明海大学歯学部スキー部OB会と称す。

第2条（事務局）

本会の事務局は、明海大学歯学部校内におく。

第3条（目 的）

本会は、会員相互の親睦をはかり、明海大学歯学部スキー部の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 明海大学歯学部スキー部の活動を援助する。
2. OB会会員の懇親を図り、OB会に関する情報を発信する。
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行なう。

第2章 組織と機関

第5条（組 織）

本会は、明海大学歯学部（旧・城西歯科大学歯学部）の卒業生及び、明海大学歯学部スキー部（旧・城西歯科大学歯学部スキー部）に所属した者で、第10条の会長に特別な指名を受けたものを役員とする。

第6条（機 関）

- (1) 総 会
- (2) 理事会

第7条（総 会）

1. 総会は、本会の最高決議機関であつて、1年に1回行い、会長がこれを集会する。

2. 次の場合は、臨時総会を開催するものとし、会長がこれを招集する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 会員の5分の1以上が要求したとき
 - (3) 監事が要求したとき

3. 総会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除き、総会出席人数の過半数をもって決する

4. 次の各号に掲げる事項は、総会において決議されなければならない。
 - (1) 予算の審議決定及び決算の承認
 - (2) 役員を選出
 - (3) 定款の改廃
 - (4) 事業の計画及び変更
 - (5) 財産の取得及び処分
 - (6) 経理に関する重要事項
 - (7) 本会の解散

第8条（理事会）

1. 理事会は、本会の執行機関であつて、監事を除く第10条の役員で構成し、本会の会務を企画処理し、総会の決議事項を執行する。
2. 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
3. 理事会は、理事過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

第9条（退 会）

1. 会員として不相当と認められる者は、理事会の決議によりこれを退会させることができる。
2. 会員が本人の申し出で退会しようとするときは、会長に退会届を文書により提出しなければならない。

第3章 役員

第10条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2. 役員任期は5ヶ年とする。但し、重任を妨げない。

第11条（会長）

1. 会長は理事の中から互選し、総会の承認を得て決める。
2. 会長は、本会を代表として会務を統理する。

第12条（副会長）

1. 副会長は会員の中より会長が指名し総会の承認を得るものとする。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは不在のときその職務を代行する。

第13条（理事）

理事は、第5条の会員の中から総会において選出する。

理事は、本会の業務を執行する。

第14条（会計）

会計は、第5条の会員の中から総会において選出する。

理事は、本会の会計業務を執行する。

第15条（監事）

1. 監事は第5条の会員の中から総会において選出する。
2. 監事は、本会の経理を監査する。
3. 監事は、他の役員を兼ねてはならない。

第16条（顧問）

1. 本会に顧問若干名をおくことができる。
2. 顧問は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

第17条（不信任決議）

役員は総会において出席者の3分2以上の多数による不信任の決議がなされたときは、その職務を退任しなければならない。

第4章 経 理

第18条（事務処理）

事業計画及び予算は、会長、副会長が作成する。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

第20条（経 費）

1. 本会の経費は、会員の拠出金及びその他の収入をもって充てる。
2. 会費について
 - (1) 年会費は以下の通りとする。
10,000円
卒後5年目までの会員：5,000円／年（6年目以降は一般会員に準ずる）
卒後1年目の会費は免除とする。
 - (2) 臨時会費 会長の判断で必要に応じてその都度徴収することができる。
 - (3) 納入済み会費は、理由の如何を問わず脱会者への返金はしない。本会の年会費および臨時会費等の入出金管理は、会計幹事および会長にて管理することとする。

第21条（決議書類）

会長、副会長は、定期総会の期日から1ヶ月前までに次の書類を監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支予算書及決議書
- (3) 収支決算書

第22条（監査報告）

監事は、前条に挙げる書類を監査し、総会においてその意見を報告しなければならない。

第23条（慶弔に関する事項）

OB会員の慶弔に関しては次の規準により慶弔慰金をおくる

(1)OB会員の死亡

香典 20,000 円及び供花

(2)OB会員の配偶者及び1親等の死亡

香典 10,000 円及び供花

(3)その他、特別な事項については会長が決定する。

第5章 補 則

第24条（定款の改廃）

本定款は、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければ、改廃することができない。

第25条（解 散）

1. 本会を解散するには、総会において出席者の4分3以上の賛成を得なければならない。

2. 前項の規定により解散の決議がなされたとき、本会の財産は、総会の決議にもとづき、明海大学歯学部同窓会または、本会の目的に類似する団体に寄付する。

附 則

1. 本定款は、令和6年2月23日よりこれを施行する。

2. 会務の処理に必要な細則は別にこれを定める。